

令和7年(2025年)11月11日  
観光スポーツ文化部観光施設課

## 下関市火の山ユースホステルに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市火の山ユースホステルに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、令和7年第4回定例会の議会の議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定することになります。

### 記

#### 1 施設の概要

名 称 下関市火の山ユースホステル  
所在地 下関市みもすそ川町7番1号

#### 2 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

#### 3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）に対して下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、ここにおいて、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション及びヒアリング等による総合的な審議がなされ、応募団体についての意見の答申を受けました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

#### 4 指定管理候補者

名 称 特定非営利活動法人青少年共育活動協会  
所 在 地 下関市後田町五丁目25番9号

#### 5 選定までの経緯

令和7年 8月27日 公募により応募団体を募集開始  
令和7年 9月11日 現場説明会の実施  
令和7年 9月18日 申込受付の開始  
令和7年 9月30日 申込受付の終了  
令和7年10月30日 下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、

下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）を開催

令和7年10月30日 審査結果の答申

令和7年11月11日 指定管理候補者を選定

#### （1）応募資格

次の（ア）から（エ）までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での応募とし、個人での応募は受け付けません。

なお、単独で応募する団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。また、1の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

（ア）宿泊施設の管理運営の経験を有していること。

（イ）下関市内に本社若しくは事業所、営業所等を有しているか、又は申込時までに設置していること。

（ウ）次のいずれにも該当していること。

① 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。

③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていないこと。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないと。

⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

⑦ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

⑧ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が①から⑦までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。

イ 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。

ロ 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に関する協定を締結する時までに、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

⑨ 現場説明会に参加すること。

※ 共同事業体にあっては、代表団体が（ア）及び（イ）の要件を満たしていることが必要です。

(エ) 甲種防火管理者及び食品衛生責任者の資格を有していること。

(2) 応募状況

説明会参加団体数 1 団体

申込書提出団体数 1 団体 ・ 特定非営利活動法人青少年共育活動協会

6 選定結果

(1) 選定委員会の審査結果

下関市火の山ユースホステル					
特定非営利活動法人青少年共育活動協会					
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
採点	7 5	7 3	6 9	8 3	7 9
合計点	3 7 9				
平均点	7 5. 8				

(2) 選定基準

各委員 100 点満点の採点方式により選定することとし、以下 2 項目全てに該当する団体を選定することとした。なお、最低制限基準は、60 点以上とした。

①過半数の委員が最低制限基準以上の採点である。

②採点の平均が最低制限基準以上である。

※選定基準は、別添 1 指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点のとおり

(3) 選定委員会での主な意見

- ・不測の事態が生じたときの体制や人材の育成について
- ・マニュアル作成などの取り組み
- ・下関市民に対するサービスや市民をターゲットにした取り組み
- ・情報発信について
- ・インバウンドの利用について

(4) 議事録（要点）  
※注：「(1) 選定委員会の審査結果」中の A～E 委員は、議事録中の A～E 委員とそれぞれ同一の委員ではありません。』

※別添 2 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設 3）議事録（要点）のとおり

(5) 選定の主な理由

(ア) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項各号の選定基準を満たしているため。

(イ) 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設3）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

(6) 選定された団体の提案内容

※別添3 提案概要のとおり

7 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設1）の委員（5人）

【学識経験者】 菅 正史（公立大学法人下関市立大学 経済学部教授）

【経営・財務に関する有識者】 祖山 久美（一般社団法人山口県中小企業診断士協会会員）

【観光に関する有識者】 田中 富士子（一般社団法人下関観光コンベンション協会  
事務局長）

【管理運営に関する有識者】 門田 重雄（下関市教育委員会教育部長）

植田 稔俊（下関市観光スポーツ文化部次長）

※委員長は、委員の互選により決定

8 提案額

・修繕積立金

令和8年度～令和11年度

指定管理業務と自主事業を合計した決算で利益が生じた場合には、その30%を修繕積立金として積み立て、施設の維持補修費及び設備等の改修費に充て、指定期間終了時に修繕積立金の残額がある場合には市への納付金とする。

・納付金

令和8年度～令和12年度 0千円

※修繕積立金の状況により令和12年度に下関市への納付金が発生する場合あり。